

感染制御専門薬剤師認定申請資格

平成20年6月7日

1. 感染制御専門薬剤師認定申請資格

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 申請時において、感染制御認定薬剤師の資格を有している者であり、かつ、ICD制度協議会に加盟している学会・研究会のいずれかの会員であること。
- (2) 日本医療薬学会、日本薬学会、日本臨床薬理学会、日本TDM学会、ICD制度協議会に加盟している学会・研究会、日本薬剤師会学術大会、関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において感染制御領域に関する学会発表が2回以上（うち、少なくとも1回は発表者）、複数査読制のある国際的あるいは全国的な学会誌・学術雑誌に感染制御領域に関する学术论文が1編以上（うち、少なくとも1編は筆頭著者）の全てを満たしていること。
- (3) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (4) 日本病院薬剤師会が行う感染制御専門薬剤師認定試験に合格していること。

附則

- 1) 平成17年度施行の感染制御専門薬剤師認定申請資格については平成22年3月31日をもって終了する。
- 2) 本改定は平成20年6月7日より施行する。
- 3) 令和元年12月21日改定、令和2年4月1日施行
- 4) 令和3年4月10日改定、令和3年6月1日施行
ただし、令和5年度までに認定申請する者にあつては(1)は従前の認定申請資格（感染制御認定薬剤師あるいはICD制度協議会が認定するインフェクションコントロールドクター）で差支えない。
- 5) 令和5年4月8日改定